

**【緊急雇用対策】**  
北区会計年度任用職員（職員課）募集案内

---

★ 本事業の目的

---

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業・事業所などの都合により離職（解雇・雇止め）された方、採用内定を取り消された方及び仕事を失われた個人事業主の方が、新たな就労先・仕事を見つけるための緊急の雇用対策事業であるため、当該年度のみ採用となります。

---

1 対象

---

職名	職務内容	採用予定数
事務補助	一般行政事務の職務補助	10名程度

---

2 受験資格

---

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業・事業所などの都合により離職（解雇・雇止め）された方、採用内定を取り消された方及び仕事を失われた個人事業主の方で次のすべてに該当している方

- (1) 北区に在住（※北区に住民登録）している方
- (2) 地方公務員法第16条の各号にいずれも該当していない方

---

3 任用期間及び勤務場所

---

- (1) 任用期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで  
(採用日から条件付採用期間1か月を含む)  
※複数年度の任用はありません。
- (2) 勤務場所 総務部職員課指定場所（北区役所、北区内施設等）  
※採用後、配置先の変更がある場合があります。

---

4 勤務条件（予定）

---

- (1) 報酬額（地域手当相当額を含む）

職名	報酬区分	報酬額
事務補助	時間額	1,075円

- ※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
- ※ 通勤に係る費用は実費を支給します（1か月の上限額：55,000円）
- ※ 翌月15日支給日（支給日は土日祝日にあたる場合は直前の平日）
- ※ この他に採用時期により期末手当の支給があります。

（2）勤務日数・時間・休憩時間・時間外労働

職名	勤務日数	勤務時間	休憩時間※	時間外労働	代表例※
事務補助	週4日	日7時間	1時間	有	9:00～17:00 (休憩:12:00～13:00)

- ※配置先により、勤務時間、休憩時間（シフト）が変わる場合があります。
- ※配置先により、週あたりの勤務日数の範囲内で土日祝日勤務又はシフトがある場合があります。
- ※勤務日の他に、週休日及び休日に勤務を命じる場合があります。  
この場合は、休日給相当の報酬などが支払われます。

（3）週休日・休日

週休日：〈官庁執務型の場合〉

日曜日、土曜日

※その他の週休日は、勤務表（シフト表）によって、4週間ごとに定めます。

〈変則勤務型の場合〉

勤務表（シフト表）によって、変わります。

休日：祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日、その他北区規則で定める日

（4）有給休暇

採用される時期により、有給休暇などの付与日数が変わります。

（5）業務内容（主な業務例）

データ入力、受付・電話対応、文書・資料作成等

※配置先で業務内容が変わる場合があります。

（6）加入保険

雇用保険

※令和4年10月1日から被用者保険の適用拡大により、厚生年金保険、健康保険が適用になります。

- (7) 就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項  
敷地内禁煙  
(区役所第一庁舎・北区清掃事務所には屋外に喫煙場所設置)

---

## 5 申込方法・申込期限等

---

- (1) 申込方法 (次の①②の書類を郵送又は持参により提出)
- ① 北区指定の申込書 (北区ホームページよりダウンロードできます)  
※「北区指定の申込書」を郵送でご希望の場合は、返信用切手及び返信用封筒を同封の上、下記宛にご送付下さい。
- ② 離職、採用取消されたことが分かる書類 (写し)
- (2) 申込期間  
令和4年5月2日(月)～令和4年5月18日(水) 【消印有効】  
※持参の場合、9時～17時に受け付けます。  
(但し、土、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 提出先
- ① 郵送  
〒114-8508 北区王子本町 1-15-22  
北区総務部職員課人事係 宛  
※封筒の表面に「緊急雇用希望」と朱書きすること
- ② 持参 北区王子本町 1-15-22  
北区総務部職員課人事係 (北区役所第一庁舎 3階 8番窓口)

---

## 6 選考方法・選考結果

---

- (1) 選考方法  
書類審査、基礎能力試験及び面接  
ア書類を郵送された方 北区が指定する日時  
イ書類を持参された方 持参当日又は北区が指定する日時  
※基礎能力試験は、業務に必要な基本的なPC作業等の内容を予定しております。  
※面接の際に、離職等の確認をします。  
また、土日祝日勤務などの可能性についてもお尋ねします。
- (2) 選考結果  
合否に関わらずご連絡します。

---

---

## 7 その他

---

---

- (1) 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される職です。採用されますと、地方公務員として北区に勤務していただきます。このため会計年度任用職員も、地方公務員法上の服務に関する規定（守秘義務、政治的行為の制限等）が適用されます。
- (2) 応募資格がないことや日本国内での就労が認められていないこと、また提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格・採用が取り消しとなることがあります。

問い合わせ先

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

東京都北区総務部職員課人事係

TEL 03-3908-8031